

# 製品安全に向けた取組について

令和8年1月22日  
産業保安・安全グループ 製品安全課

# 目次

1. 改正製品安全4法の施行について

2. 製品安全に向けた取組

# 製品安全4法における新たな届出等の状況について

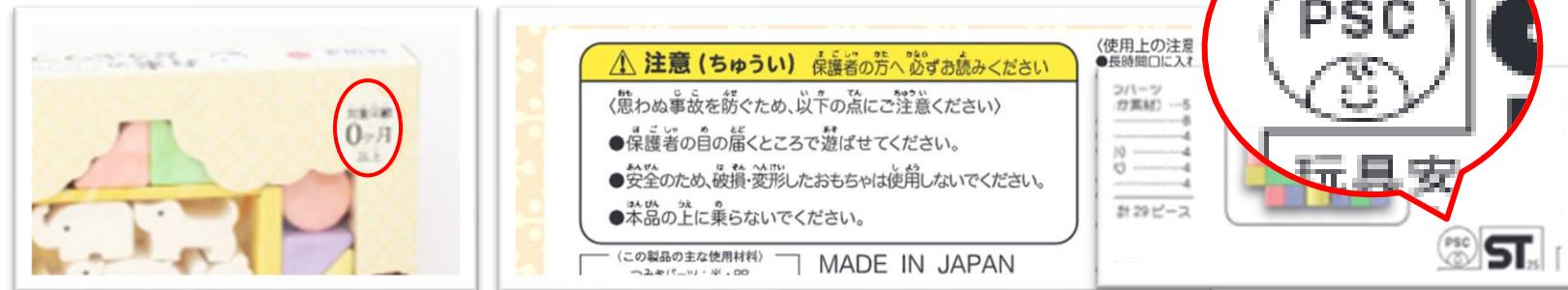
(令和8年1月19日時点)

※令和7年12月25日以降に届出  
した件数（事前届出含む）

## ①子供用特定製品の製造又は輸入事業届出（消費生活用製品安全法第6条）

子供用特定製品として、乳幼児用玩具（3歳未満向け）と乳幼児用ベッド（従来から特別特定製品に指定）を指定。製造又は輸入する事業者は事業開始時に届出を可能とし、技術基準への適合確認と使用に関する警告表示等を行い、子供PSCマークの表示を義務付け。

372件



画像出典：一般社団法人日本玩具協会提供

## ②特定輸入事業者による輸入事業届出（4法に基づく届出）

PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者は、特定輸入事業者として届出を可能とし、技術基準への適合、国内管理人の選任等を義務付け。

922件

# 届出事項の公表制度の創設

- 施行日（令和7年12月25日）から、改正法に基づき届出のあった事業者や国内管理人の情報等の公表を開始した。

## 公表の方法

### （公表方法・対象）

- 製品安全ガイドの保安ネット（公表ポータルサイト）のバナーから検索ページへ移動
- 届出事業者や国内管理人の名称等から届出事項を検索できるシステムを構築。変更・廃止届出とも紐付け
- なお、施行日より前の届出には従前の情報提供請求の規定を適用

### 【公表サンプル】



公表情報	備考
届出事業者の名称（代表者の氏名）	個人の場合は氏名
住所（届出事業者及び国内管理人）	正当な申立てが有った際には非公表
国内管理人の名称（代表者の氏名）	特定輸入事業者の場合のみ 個人の場合は氏名
特定製品の型式の区分	特定製品の名称と型式の区分を公表

## 保安ネット

### 公表ポータル詳細

区分等の情報

区分等  
乳幼児用玩具

製造/輸入の別  
製造

事業者情報

法人/個人名称  
本省電子化T株式会社

都道府県  
北海道

国名  
――

国内管理人情報

法人/個人名称  
――

都道府県  
――

区分等の情報

区分等  
乳幼児用玩具

代表者氏名  
安全 安子

市区町村以降住所  
札幌市1-1-1

住所  
――

国内管理人情報

代表者氏名  
――

市区町村以降住所  
――

届け出た型式情報の詳細

届出済型式情報一覧

品名	型式要素名・型式区分名
――	【種類】(1) 主として触るもの 【可動部・駆動部・発射体】(1) 含むもの 【磁石・磁性部品】(1) 含むもの 【音を発する構造】(1) 含むもの 【熱源】(1) 含むもの

# 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組（前回報告以降）

＜海外事業者（特定輸入事業者）向けの働きかけ・周知＞

## 1. 説明会の開催等

### ・ オンラインモール事業者宛て要請

➤ 海外事業者に特定輸入事業者制度の周知、届出義務の履行を促すことを要請（R7.11月）

### ・ 関係団体との連携説明会

➤ オンラインモール事業者と連携した海外事業者向け説明会（R7.11月、12月）

➤ 登録検査機関と連携した海外事業者向け説明会（R7.9月、11月）

### ・ 関係団体を通じた広報

➤ JETROのメルマガを通じた情報配信やJETROが運営する国際ビジネスマッチングサイト「e-Venue」への情報掲載

➤ (一財) 対日貿易投資交流促進協会のメルマガを通じた情報配信

## 2. ガイドライン等の掲載

➤ 海外事業者規制対象化に関する概要資料を[英語](#)・[中国語](#)で掲載

➤ 海外事業者による届出書作成支援のため、英訳付きの届出書等の様式をホームページにて掲載

➤ 海外事業者向けの周知チラシ・ポスターの作成

# 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組（前回報告以降）

## <子供用特定製品（乳幼児用玩具）に関する周知>

### 1. SNS等での発信

- インスタグラム、YouTube、産婦人科の待合室に設置のモニターでの広告配信
- 子育て家庭向けのフリーペーパー（Webタイアップあり）への記事広告の掲載
- 政府広報ラジオでの発信

YouTube広告



インスタ広告



フリーペーパー



政府広報ラジオ



# 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組（前回報告以降）

## <子供用特定製品（乳幼児用玩具）に関する周知>

### 2. 関係省庁・地方経済産業局・地方自治体を通じた広報

- こども家庭庁を通じ各自治体の担当者への周知を実施した他、林野庁において各自治体の担当者への通知や木製玩具の事業者に向けた情報発信を実施。
- 各地方経済産業局にて、管内の事業者に向けたメールマガジン等を用いた発信、チラシの配布、説明会の開催など、幅広い広報を実施
- 地方自治体のHPや広報誌、地方新聞等で発信

### 3. 改正法施行日にあわせた周知：NITEとの合同記者会見

- 令和7年12月25日の改正法施行日に、NITEと合同記者会見を開催。乳幼児用玩具等の事故に係る注意喚起を行うとともに、改正法の具体的な内容に関し説明を実施
- **事故の発生状況、事故の具体例、事故防止のポイント等について、写真やイメージ図を多用**して、できるだけ分かりやすく内容を発信。主要ニュース番組やWebメディアで広く報道された
- 会見には報道機関16社（テレビ12社、新聞・Webニュース4社）が参加。137件（テレビ2系列5番組、Webニュース131件、新聞1件）の報道あり（令和8年1月14日時点）

# 【参考】NITEとの合同記者会見（令和7年12月25日）

## NITE公表資料



### プレスリリース



### 事故再現動画



### ポスター

プレスリリース：<https://www.nite.go.jp/data/000160044.pdf>

事故再現動画：<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/20251225.html>

ポスター：<https://www.nite.go.jp/data/000160047.pdf>

## メディア報道の例

### [TV]



### 子供PSCマークを解説（FBS福岡）



「子供PSCマーク」とは？3歳未溝のおもちゃに新規制【...  
【NHK】3歳未溝の子どもを対象にしたおもちゃについて、25日から新たな規制が始まります。誤って飲み込んだりけがをしたりする事故を...  
[news.web.nhk](http://news.web.nhk)

3歳未溝の子どもを対象にしたおもちゃについて、25日から新たな規制が始まります。誤って飲み込んだりけがをしたりする事故を防ぐため、国の安全基準を満たしたことを示すマークの表示が義務化されました。

### 乳幼児玩具の新規制に言及（NHKONE）



Yahoo!ニュース等へ波及

# 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組①

令和7年9月30日開催  
製品安全小委員会資料1  
から抜粋

## 1. 説明会の開催

### ・ ブロック別説明会

※全国の事業者向けにオンラインで開催。改正内容や事業者の対応ポイントを解説

第1回ブロック別説明会開催 (R6.10月)

第2回ブロック別説明会開催 (R7.2~3月)

その後も隨時地方経済産業局や地方自治体を通じた地域事業者への情報提供を実施。

### ・ 関係団体との連携説明会

※外部セミナーや業界向け説明会を実施

日本玩具協会と連携：玩具業界向けの詳細説明 (R7.2月~)

中古品販売団体と連携：中古品販売事業者向け説明 (R7.9月)

検査機関でのセミナー開催 (R7.3月、8月)

オンラインモール事業者を通じた海外事業者に対する説明会 (R6.11月、R7.3月、7月)

登録検査機関と連携：海外事業者向け説明 (R7.8月、9月)

### ・ イベントによる広報

東京おもちゃショー2025@東京ビッグサイトにて個別相談・説明を実施 (R7.8月)



# 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組②

## 2. FAQ・ガイドラインの公開

- ・ [改正内容に関するFAQ（よくある質問）](#)を公開・順次改訂
- ・ [消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（事業者向け）](#)を改訂
- ・ 乳幼児用玩具に関する[特設ページ](#)を開設し、規制の対象範囲や使用年齢基準適合確認、注意表示等について説明
- ・ 海外事業者の規制対象化に関する[特設ページ](#)を開設し、規制の概要や届出等の手続方法等について案内
- ・ [問い合わせ対応チャットボット](#)を導入し、各種QAに迅速に対応中（高精度化を継続中）

## 3. リーフレット・チラシの配布

- ・ 国内管理人制度や子供PSCマーク制度等を解説したリーフレット・ポスターを制作・配布
- ・ [政府広報](#)、業界情報誌、小学生向け新聞等での記事掲載

## 4. 動画・SNS・Web広報

- ・ [法改正の説明動画](#)
- ・ 経済産業省公式SNSやWebサイトでの継続的な情報発信
- ・ [METI Journal](#)（経済産業省のオウンドメディア）での情報発信



2025/09/16

60秒早わかり解説

乳幼児用玩具の新制度スタート。「子供PSCマーク」表示への届出準備はお済みですか？

60秒早わかり解説

X ポスト



令和7年12月25日より、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する新たな規制が始まります。規制対象となる乳幼児用玩具の製造又は輸入を行う場合は、事業届出が必要になります。該当する事業者の皆様、届出準備はお済みですか？

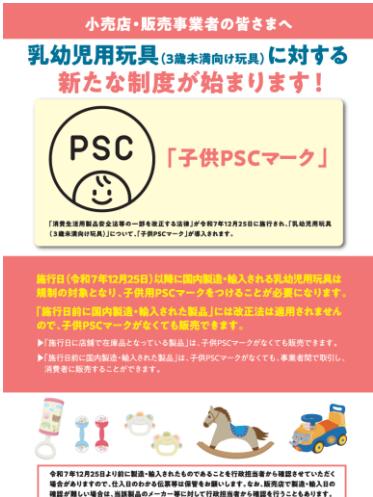
[乳幼児用玩具の新制度スタート。「子供PSCマーク」表示への届出準備はお済みですか？（60秒早わかり解説）](#)

## 政府広報



政府広報オンライン  
乳幼児のおもちゃを選ぶときは必ず確認！知っておきたい  
「子供PSCマーク」

## リーフレット・ポスター制作



## チャットボット

問い合わせ用チャットボットがオープンしました！

ご不明な点がありましたら、まずはこちらをご確認ください。ボットの回答は順次追加予定です。

### 消費生活用製品安全法

### 問い合わせチャットボット



こんには！

お問合せ内容をお選びいただかず、ご質問内容をご入力ください。

消費生活用製品安全法について

届出、申請などの手続について

海外事業者、国内管理人について

子供用特定製品について

## チャットボット

[乳幼児用玩具の新制度スタート。「子供PSCマーク」表示への届出準備はお済みですか？（60秒早わかり解説）](#)

## 消費者向けチラシ

June 2024

### VOL.193 JUNE 2024

### SUMMER FUN IN JAPAN: SEASIDE FESTIVALS AND EVENTS

[POLICY-RELATED NEWS] New Japanese Regulations Start for Businesses Selling Overseas and Children's Products: Aiming for Better Product Safety

#Economy #PolicyRelated News #HighlightingJapan

Share X Facebook LinkedIn



## 小売店・販売事業者向けチラシ

## 動画配信

関連動画・リーフレット等

経済産業省

改正消費生活用製品安全法に基づく  
子供用特定製品（乳幼児用玩具等）  
に係る規制について  
(製造・輸入・販売事業者の皆様)

改正消費生活用製品安全法に基づく子供用特定背景（乳幼児用玩具等）

YouTube 改正消費生活用製品安全法に基づく子供用特定製品に係る規制について



YouTube 改正消費生活用製品安全法等の概要

令和7年9月30日開催  
製品安全小委員会資料1  
から抜粋

# 製品安全4法における連絡不通事業者リストの公表

- 今般の製品安全4法改正で、オンラインモール等を通じて国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を規制対象として明確化。
- これまでも製品安全4法に関する届出事業者・非届出事業者両者において、一定の事由から連絡を試みるものの、連絡が取れず「違反」有無の確認が困難な事業者が存在している。今後、オンラインモール上の製品や海外事業者由来の製品についても規制対象が広がっていくことで、そうしたケースが増えていくことも想定される。
- このようなケースをできるだけ回避し事業者からのコンタクトを促す観点から、令和7年12月19日、「連絡不通事業者リスト」を経済産業省ホームページで公表した。

## 連絡不通事業者リストとは

対象事業者	製品安全4法に関する製造・輸入・販売事業者（届出・非届出事業者）のうち、一定の事由から連絡を試みるものの、連絡の取れなかった事業者
想定される事由例	<ul style="list-style-type: none"><li>製品安全4法の執行上、一定の事実確認を行いたい届出事業者</li><li>ネットパトロール事業を通じて表示不備と確認された事業者</li><li>試買テストを通じて、技術基準不適合と確認された事業者</li></ul>
公表手順 更新頻度	<ul style="list-style-type: none"><li>3回以上連絡を試みても連絡が取れない事業者を特定する（連絡手段は電話・メールを基本とする）。</li><li>リスト更新の頻度は四半期に一度を目処とし、事業者と連絡が取れた場合等には都度リストから削除する。</li></ul>

## 12/19公表 連絡不通事業者リスト（イメージ） 合計36社

No	管轄機関	事業者名	法人番号	掲載日
36	関東	事業者A	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
35	関東	事業者B	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
34	関東	事業者C	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
32	関東	事業者D	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
31	関東	事業者E	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
30	関東	事業者F	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
29	関東	事業者G	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
28	関東	事業者H	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
27	関東	事業者I	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
26	関東	事業者J	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
25	関東	事業者K	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
24	関東	事業者L	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
23	関東	事業者M	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
22	関東	事業者N	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19
21	関東	事業者O	Xxxxxxxxxxxxxxxx	2025/12/19

➡ 12月19日に公表後、3社より連絡があり、リストから削除した。  
[連絡不通事業者リスト](#)

# 目次

1. 改正製品安全4法の施行に関する報告

2. 製品安全に向けた取組

# リチウムイオン電池総合対策パッケージ

- 関係省庁で、取組を共有し、総合的な対策を一体となって取り組むことで、リチウムイオン電池の使用及び廃棄時の火災を防止し、重要鉱物資源の回収・再資源化を推進。
- 令和7年12月22日、総合対策パッケージをとりまとめ。2030年までに、リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する。**
- 国民・事業者に対する啓発として、関係省庁で連携し、**ワンボイスでの呼びかけ**を実施。

## 「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」

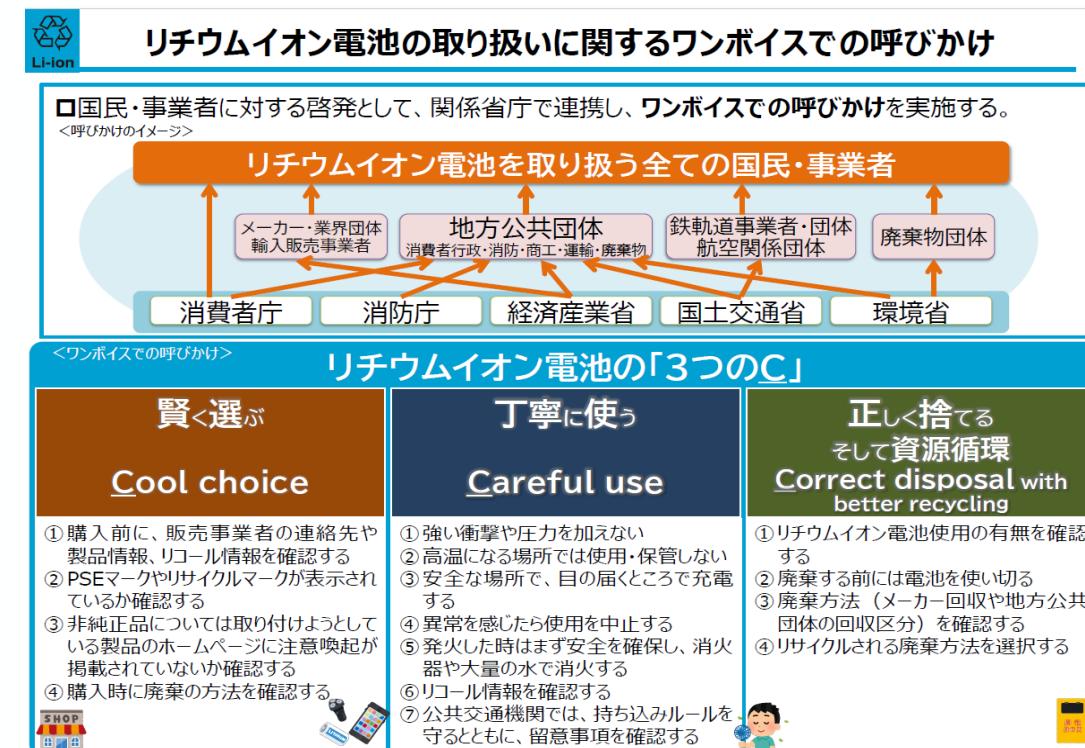
- 令和7年12月22日、関係5省（消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省）からなる関係省庁連絡会議において、取りまとめ。

### 【製品安全に関する主な内容】

- 電安法の基準明確化による安全規格の徹底
- 連絡不通事業者リストの公表
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化
- NITEによる発火原因究明の体制強化
- 使用時の注意点、リコール情報の周知強化
- LIB火災に関する調査・関係機関との連携

出典元：リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議

[https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/renrakukaigi.html](https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/renrakukaigi.html)



# NITEにおけるLIB事故対応専門タスクフォースの設置

- NITEは令和7年12月1日、LIB製品事故対応のため専門タスクフォースを立ち上げ、製品安全分野の専門家を結集し、原因特定が難しいLIB製品事故への対応を強化する。
- 実際のLIB製品事故の調査に基づき、電極体の巻きずれ等の要因の抽出・整理を集中的に行い、多発傾向のLIB製品事故を体系的に調査して、効果的な事故の再発防止実現に資する。
- 経産省においても、海外動向調査や関連検討会を開始。得られた技術的知見を政策に反映し、LIB製品の安全確保に資する取組を進めていく方針。

## 対応方向性

1. LIB製品事故調査体制（NITE）	2. 海外動向調査（METI）
<ul style="list-style-type: none"><li>専門チーム設立、重大事故の深掘り調査強化</li><li>材料分析・内部評価・X線CTによる詳細確認</li><li>原因究明に資する同型バッテリーでの性能・動作検証</li><li>調査担当者間での技術的知見の蓄積と展開</li><li>過去事例整理と要因比較、製造・輸入事業者との協力関係構築</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>EU規制や米国CPSC対応など制度比較</li><li>日本制度のギャップ把握と改善案検討</li><li>海外事故事例収集、再発防止策調査</li><li>国際連携・情報交換</li></ul>

## ②製造・輸入・販売時の対策

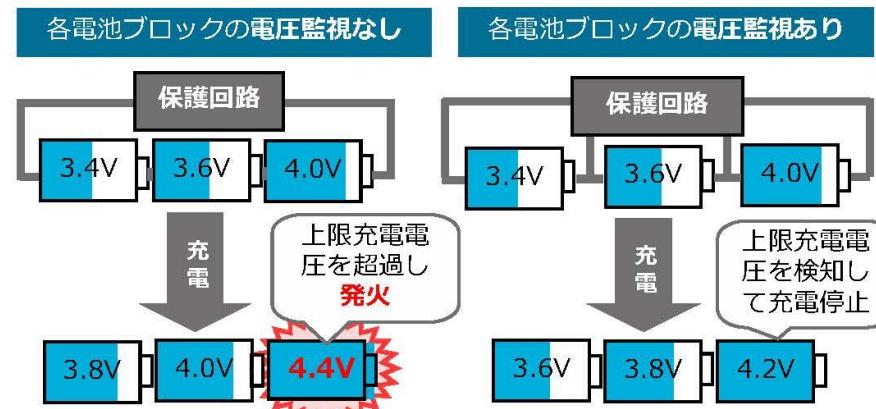


## 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（1/2）（経産）

- 平成30年2月から、モバイルバッテリー（エネルギー密度400Wh/L以上のリチウムイオン蓄電池）について、電安法の規制対象化。
  - その技術基準に関して、各電池ブロックの電圧監視について明示的に求めておらず、過充電による発火事故を引き起こす懸念があつたこと等に鑑み、令和4年12月に、上限充電電圧超過による発火事故を未然に防止するため、電圧監視に関する要件を明確化するなど規制強化。
- 令和6年12月に本規制の経過措置期間（2年間）が満了。既に、より安全性の高いリチウムイオン蓄電池の流通が期待されている。



【出典】NITE（モバイルバッテリー事故時のイメージ）



【出典】第14回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（令和6年3月18日）

## ②製造・輸入・販売時の対策



## 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（2/2）（経産）

- モバイルバッテリーに適用すべき規格について、電池単体の規格IEC62133-2/JIS C 62133-2（リチウムニ<sup>ク</sup>次電池の規格）は電池セルや組電池に対する一般的な要求事項は充実しているものの、電気的要因による火災への対応等についてはカバーされておらず、それらをカバーしている機器側の規格IEC62368-1/JIS C 62368-1（AV機器の規格）を適用することが望ましい。
- 国際的にもモバイルバッテリーの安全基準は機器側の規格が選択。
- 事業者が解釈別表第12の基準（電安法における技術基準）を選択する際に参照している「電気用品名と解釈別表第十二の基準との対応表」において、選択すべき規格として電池単体の規格のみならず、国際的に採用されている機器側の規格と併用することが妥当とする報告書を令和7年2月に取りまとめた（この8月末には、当該対応表についても公表済み）。

## 電池単体と機器側の安全基準の比較

機器側の安全基準（JIS C 62368-1）は、電池単体の安全基準（JIS C 62133-2）の要求事項に加え、以下を追加。

- ・電気的要因による火災に対する防火用エンクロージャの要求
- ・熱エネルギーによる熱傷を防止するための温度上昇の判定
- ・充電セーフガード

各国のモバイルバッテリーの安全基準

国・地域	適用規格	対応国際規格
ドイツ、英国	EN62368-1	IEC62368-1
日本	JIS C 62133-2	IEC62133-2
中国	GB4943.1	IEC62368-1
米国	UL2734	-

## ②製造・輸入・販売時の対策



## 連絡不通事業者の公表（経産）

- 今般の製品安全4法改正で、オンラインモール等を通じて国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を規制対象として明確化するとともに、法執行の担保を強化するため「法令等違反行為者」の公表制度を創設。
- これまでも製品安全4法に関する届出事業者・非届出事業者両者において、一定の事由から連絡を試みるものの、連絡が取れず「違反」有無の確認が困難な事業者が存在している。今後、オンラインモール上の製品や海外事業者由来の製品についても規制対象が広がっていくことで、そうしたケースが増えていくことも想定される。
- このようなケースをできるだけ回避し事業者からのコンタクトを促す観点から、本公表制度の運用に加え、「連絡不通事業者リスト」をホームページで公表することとする。

※「法令等違反行為者」の公表

法令等の違反が確定し、消費者保護の観点から情報提供の必要性が高い事業者を念頭に、消安法第46条の2等に基づき、事業者名等を公表することとしている。

## 連絡不通事業者とは

## 対象事業者

製品安全4法に関する製造・輸入・販売事業者（届出・非届出事業者）のうち、一定の事由から連絡を試みるもの、連絡の取れなかった事業者

## 想定される事由例

- 製品安全4法の執行上、一定の事実確認を行いたい届出事業者
- ネットパトロール事業を通じて表示不備と確認された事業者
- 試買テストを通じて、技術基準不適合と確認された事業者

## 連絡不通事業者リストの確認・公表手順

## ➤ 確認作業：

- 製品安全4法上の一定の事実確認を行うにあたり、**3回以上連絡を試みても連絡が取れない事業者**を特定する（連絡手段は電話・メールを基本とする）。
- 3回目の連絡から14日（※）以上経過しても連絡がない場合に、該当事業者名を公表する。  
※行政手続法第15条に準じて設定

## ➤ 更新頻度：

- リスト更新の頻度は四半期に一度を目処とし、事業者と連絡が取れた場合等には都度リストから削除する。

## ②製造・輸入・販売時の対策



## ネットパトロール事業による違法製品監視強化（経産）

□ 製品安全総点検月間である11月を中心に、オンラインプラットフォームの協力のもと、違法・不適切な製品の流通防止のための取締強化を実施。

□ ネットパトロールや試買テストにおいて、優先的にリチウムイオン蓄電池使用製品を対象とし、監視を強化していく。

## ネットパトロール事業

## 監視・情報収集

- ・経済産業省や委託機関が、オンラインモールやECサイトを定期的に監視

## 違反疑いの確認

- ・製品安全4法の規制対象製品について、PSマーク等の法令適合性を判断
- ・調査件数：5品目×30製品×8ヶ月

## 違反対応

- ・違反の疑いがある場合、出品者に事実確認を実施
- ・日本版「製品安全誓約」に基づき、出品削除要請

・ ネットパトロール事業における監視強化：25.10～25.12

- ① リチウムイオン蓄電池の監視対象を3倍以上に増加（100製品）
- ② 連絡不通事業者の製品を約50品目購入し、PSEマークの表示の有無を直接確認（連絡不通事業者リストの公表制度との連動）

違反が強く疑われる製品については、製品安全誓約の削除要請等を活用し、速やかに出品削除を求める

## ②製造・輸入・販売時の対策



## NITEによる発火原因究明の体制強化（経産）

□LIB搭載製品の事故原因は、製造時における異物混入や電極体の巻きズレが一因であると判明する一方、焼損が著しく、原因特定が困難なケースが多い。

□例えば、NITE（製品評価技術基盤機構）における原因特定が可能な事故の選別・精査等、以下の取組をもって、LIB製品の事故原因の本質的な解明を目指す体制強化を図る。

項目	対応の方向性
<u>1. LIB搭載製品に特化した調査体制の確立</u> (NITE)	<p>調査経験が豊富な職員を割り当てたチームを作り、重要度の高い案件等に対する深掘り調査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料分析 (SEM-EDXなど) での電極材料や絶縁体の劣化・異物混入の有無を確認</li> <li>端子間電圧、内部抵抗 (低周波) 等の評価</li> <li>X線CT検査によるLIBセル構造の詳細観察</li> </ul> <p>原因特定ができる可能性を初動調査で確認・選別し、推定原因に基づく同等品での検証実験を実施</p> <p>LIB搭載製品（またはLIBセル）の技術基準適合確認のため、外部検査機関による依頼試験を実施</p> <p>過去の事故事例を体系的に整理し、類似事例の傾向分析や原因特定された事故との要因比較</p> <p>製造業者・輸入事業者への調査協力依頼（製造工程、自主検査等の記録の提供依頼 等）の再徹底</p>
<u>2. 海外動向調査</u> (METI)	<p>規制・制度の比較分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EUの電池規則 (Battery Regulation) や米国のCPSCの対応など、制度の違いを把握</li> <li>日本の制度とのギャップを明確化し、改善案に活用</li> </ul> <p>事故対応事例の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の事故調査手法、専門機関の体制、再発防止策などを調査</li> </ul> <p>国際連携・情報交換</p>

### ③使用時の対策



## 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化（消費、消防、経産、環境）

- 様々な発信媒体（ウェブサイト、SNS、ポスター等）により、内容を工夫した効果的な情報発信を行う。
- 各省庁の持つ連絡ルートやコンテンツ等を関係省庁で共有・利用し、相補的な情報発信を行う。



HP掲載



ポスター配布



関東・関西圏の  
電車内モニター



動画配信



公共スペースでの掲示  
(駅構内)



## リコール情報の周知強化（消費、経産）

- 購入前に加え、購入後も定期的にリコール情報を確認することやリコール情報の発信を重点的に行う。

### 例① SNSへの記載

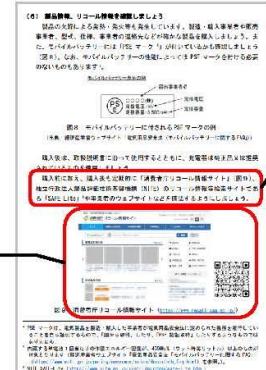


リコール情報も確認

### 例② 注意喚起資料への記載



消費者庁リコール情報サイト  
(<https://www.recall.caa.go.jp/>)



購入前に加え、購入後も定期的に「消費者庁リコール情報サイト」、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のリコール情報等検索サイトである「SAFE-Lite」や事業者のウェブサイトなどを確認するようしましょう。

## ③使用時の対策



## リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携（消防、経産）

- リチウムイオン電池及びこれを搭載した製品から出火した火災に特化した調査を開始した。（消防）
- 製品に起因する火災が発生した場合、迅速に関係省庁へ報告し、必要に応じてNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）と協力して調査・情報共有を行う。（消防、経産）

- ・令和4年1月1日から令和7年6月30日の間に発生した事案については、全国の消防本部から消防庁宛に報告（令和7年12月締切）。その結果について、令和8年1月中を目途に取りまとめ予定。令和7年7月1日以降に発生した事案についても調査を継続し、半年毎に取りまとめ予定である。
- ・消防本部からの調査結果をもとに、「どんな製品から出火したのか」「出火原因は何なのか」、モバイルバッテリーの「PSEマークの有無」等を分析し、傾向と対策を整理し周知広報していく。

## 消防本部



モバイルバッテリーから出火

火災発生

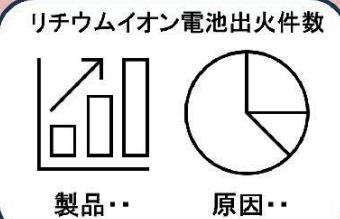


火災原因調査

消防本部による  
原因究明必要に応じて  
NITEと協力

消防庁へ報告

## 総務省消防庁



報告をもとに調査結果を分析



周知広報動画等を作成



# ガストーチ規制の本格施行に向けた対応状況

- ・ 「携帯液化石油ガス用バーナー」（ガストーチ）について、令和6年12月の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（略称：液石法）の政令改正により、規制対象製品（菱形PSLPGマーク対象）に追加。1年間の経過措置期間が終了し、令和8年2月6日から本格施行予定。
- ・ 液石法に基づく登録適合性機関（日本ガス機器検査協会（JIA））検査の実施状況としては、ガストーチ大手5社（合計国内シェア約9割）が、合計31型式について認証（令和7年12月11日現在）を受け、技術基準に適合していることを示す菱形PSLPGマークを表示の上、市販開始。この他、検査中1社、さらに、検査申込み相談中が数社あり。
- ・ 本格施行後は、ネットパトロールや試買テスト（※）などを通じて、執行の適正性を確保。また、業界の取組として、ガス機器の工業会（日本ガス石油機器工業会）においても、毎月、ネットパトロールを実施する予定。

※試買テストとは、市販されている製品を買い上げ、法令遵守状況（技術基準の適合状況及びPSLPGマーク表示有無など）を確認。

## ◆ ガストーチとは

カセットボンベなどのガスカートリッジと点火装置及びノズルが付属している本体を接続して、ガス流量等を調節しながら点火装置で着火し、火口から高温の炎を噴出させる燃焼器具。

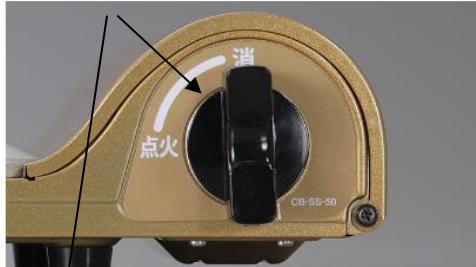


# カートリッジガスこんろに係るボンベ接合時の要件見直し

- カートリッジガスこんろについては、技術基準の運用通達にて、容器（カートリッジガスボンベ）接合時に、器具栓が閉じた状態であることを求めている。
- 他方、近年「立ち消え安全装置」の閉止弁により、容器接合時に器具栓と同様、ガス通路を閉じた状態にする機能を有する製品が市販されている。
- このような機能は、器具栓開閉機能の代替が可能であることから、技術基準の運用通達を改正し、器具栓開閉に依らない、ガス通路を閉じた状態にする機能を求ることとする。

＜器具栓の例＞

器具栓つまみ



器具栓つまみ 開

器具栓つまみ閉  
にするとピンが  
引っ込み接合可  
能となる

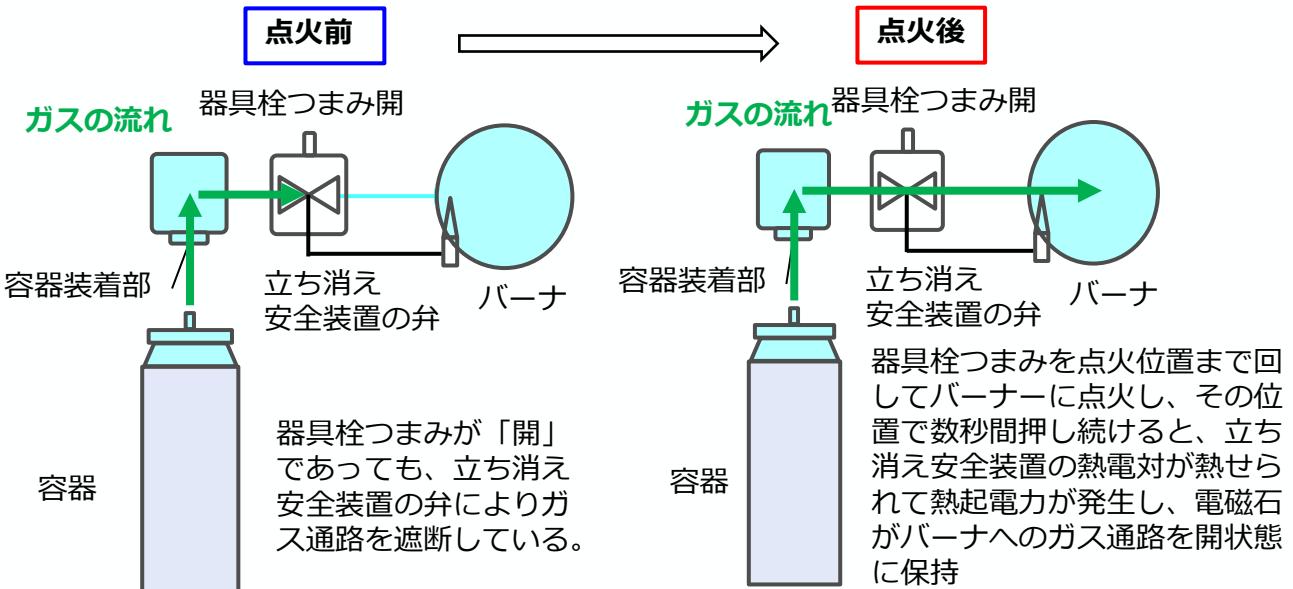
容器装着部

容器

ピンが容器に  
当たり接続で  
きない

容器（カートリッジガスボンベ）

＜ガス通路を閉じた状態にする機能（立ち消え安全装置）の例＞



# 技術基準の運用通達の改訂案

## 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について 新旧対照表（案）

改訂案		現行	
別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例		別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例	
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	1～7 [略] 8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。 (1) [略] (2) <u>液化石油ガスの通路</u> が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。 (3)～(5) [略] 9～32 [略]	カートリッジガスこんろ	1～7 [略] 8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。 (1) [略] (2) <u>器具栓</u> が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。 (3)～(5) [略] 9～32 [略]
半密閉式瞬間湯沸器～対震遮断器	[略]	半密閉式瞬間湯沸器～対震遮断器	[略]